

京三製作所グループ人権方針

京三製作所グループは、全てのステークホルダーの人権を尊重し、持続可能な社会の実現と発展に貢献するため、ここに京三製作所グループ人権方針を定めます。

1. 基本的な考え方

京三製作所グループは、『『安全性・信頼性』『地球環境保全』をキーワードに先進の技術と高い品質で『社会の発展と快適性向上』に貢献する』との企業理念のもと、人権に関する国際的規範とサステナビリティ基本方針及び本方針に基づき、事業活動に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、京三製作所グループの全役員と、パートタイマー・契約社員・派遣社員を含む全ての従業員に適用します。また、京三製作所グループ企業のサプライヤー及びビジネスパートナーに対しても、本方針の内容を理解・支持いただくことを期待し、実践されるよう継続して働きかけ、協働して人権尊重を推進します。

3. 国際規範の尊重、法令遵守

京三製作所グループは、「世界人権宣言」を含む国際人権章典、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO（国際労働機関）宣言」、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD 多国籍企業行動指針」を支持します。また、事業活動を行う国や地域の法令を遵守し、人権への負の影響の予防と軽減に努めます。

4. 重要と考える人権課題

京三製作所グループでは、サプライチェーンを含む事業活動全体で、特に重要と考える人権課題を以下のとおり定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

① 強制労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買による労働、債務による労働を禁止し、これらを利用しません。

② 児童労働の禁止

各国・地域の法令に基づき、最低就業年齢に満たない児童の労働は禁止し、これらを利用しません。

③ 差別の禁止

労働者の人権を尊重し、あらゆる差別（性別、性的指向、年齢、国籍、出身地域、社会的身分、言語、障がいの有無、皮膚の色、宗教、思想・信条等）を禁止します。

④ ハラスメントの禁止

個人の尊厳を傷つけるハラスメント行為は一切禁止します。

⑤ 適切な賃金および適切な労働時間管理

各国・地域の法令に基づき、従業員には最低賃金、残業代および法的に義務付けられた手当や賃金控除など、適切な報酬を支払うとともに、適切な労働時間と休暇の管理を行います。

⑥ 労働者の権利の尊重

各国・地域の法令に基づき、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段として、従業員の団結権を尊重します。

⑦ 労働安全衛生

各国・地域の法令に基づき、安全で衛生的な職場環境を提供します。

5. ガバナンス

社長執行役員を議長として、コーポレート戦略室統括役員、業務執行に係る取締役、事業部長等で構成されるコーポレート戦略会議にて、人権リスクへの対応に関する目標の進捗をモニタリングし、必要に応じて是正策を検討します。取締役会は、コーポレート戦略会議で協議・決定された内容の報告を定期的に受け、監督します。

6. 人権デュー・ディリジェンス

京三製作所グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを通じてステークホルダーの人権を尊重し、持続可能な企業活動を推進します。事業活動やサプライチェーンを通じた人権リスクを評価、特定し、人権リスクの予防、軽減に継続して取り組みます。

7. 是正・救済

京三製作所グループ及びサプライヤーを含むビジネスパートナーの事業活動や製品・サービスが、人権に負の影響を及ぼしたことが明らかになった場合は、適切な社内手続きを通じて、その是正及び救済に努めます。

また、人権への負の影響を与える行為があった場合に、それについて通報・相談ができる体制の整備に努めます。

8. 教育・研修

京三製作所グループは、全ての役員及び従業員に適切な教育・研修を継続的に実施します。また、サプライヤーを含むビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針の内容を周知・徹底し、サプライチェーン全体で人権の尊重に努めます。

9. ステークホルダーとの対話

京三製作所グループでは、さまざまなステークホルダーの皆様との対話・協議を通じて、事業活動に関わる人権課題に適切に対応し、人権尊重の取り組みの向上と改善に努めています。

10. 情報開示

京三製作所グループは、本方針に基づく人権尊重及び人権デュー・ディリジェンスの取り組み及び進捗について、各種報告書やウェブサイト等を通じて、適切に情報開示します。

制定 2023年6月23日

改訂 2024年4月1日

株式会社京三製作所
代表取締役 社長執行役員

國澤 良治

國澤良治